

います。

Q 平成27年度中に策定ということですが、このような短期間で、果たしていいものができるのか。もう少し期間をもらってでも、きちんとしたものを作り上げていかないと、その先の総合戦略が見えてこないのではないかと思うがどうか。

A 市長 今回の地方創生の考え方ですが、まず大事なことは、これまで以上に国が日本の経済だけではなくて、日本の国を考えたときに、手詰まり状態になっております。今のさまざまな日本の国の社会経済的な現状を打破する鍵を地方が握っているということ、今回この法律によって明確に示してくれた。これは大変大きな変化だと思います。ですから、国のほうは、長期のビジョンを立てて、しっかりとやっつけていこうとなってきましたが、事はその前に簡単ではないと、今、議員がお話をしていること

は、そうだと思います。

Q 市長は市人口ビジョンと市総合戦略の2つ、どのようなものを作っていきたいと考えているか。

A 市長 今、取り組んでいるそれぞれの地域の賑わいをいかに創出していかかという取り組みを、思い切つてやっつけていくべきだろうと思っております。

Q 地方創生、まち・ひと・しごと創生法の大きなポイントは、国における人口政策と財政政策の2本柱と思う。誤解を恐れずに、端的に言うと、これから自治体ごとの競争の始まりになってくるのではないかと。やる気のある自治体には、国は支援するが、そうでない自治体には支援しない、そのような施策である。

A このことに対して市長の見解はどうか。

A 市長 競い合うという現実を逃れられませんが、負けないように

にしつかりと対応するよう努力をしまいいります。その中で、行政だけでやっつけていく問題ではありませんし、そこには議会のお力も大変大きく関わってくると思います。さまざまな面で総がかりの地域創生になりますので、私のほうからは、ぜひ議会でも、今までの以上に、これからの施策にもご提案をいただき、地方創生に前向きに取り組んでいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

個人質問



本山 英子 議員

市の環境美化の取り組みについて

Q 事業の効果はどうか。

A 市長 主な事業としては、空き地や畑、市道等の雑草除去の対応を行っているのが、主な取り組みです。

Q 市には、すばらしい内容の清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例がある。市は、市民の切なる苦情にこの条例を履行し、対処しているか。

A 経済環境部長 この条例に基づき、適切な措置をさせていただいているところです。

Q まちづくり報告書にある空き地の管理

についての苦情件数等が横ばいである理由は何か。

A 経済環境部長 平成25年度の苦情件数176件全てが対応できていないということではなく、新たな件数が増えてきていることによる状況だと思っております。

Q 市の責務、投棄行為等の禁止、市民等の責務、事業者の責務、土地管理者の責務、その次に調査等、またその次には措置命令とある。通知を出した、電話連絡をしたということであるが、その後対応についてはどうか。

A 経済環境部長 勧告については、通知で対処できないものについては、勧告書を送付しており、平成25年度に勧告を行った件数が25件、そのうち実施件数が13件、未実施が12件です。

Q 最終的には措置命令とあるわけなので、消防署、また保健所、警察等の協力にも委ねながら、市は、きちつと

いつまでにこれをやりなさいということを書いていく必要があるのではないか。

A 経済環境部長 近隣の状況、通告者に対するその内容を手紙等に盛り込み、速やかな措置をお願いしているという状況です。

Q 空き地の繁茂については、火災、犯罪や防犯上からも大変危険なものとなり得る。一般の小学生の殺傷事件も、このような場所所で起きている。そのほかにも事件発生現場は、見通しの悪い、昼間でも暗いなど、死角を作りやすいことで、事件事故が発生しやすい環境にもなり、決して対岸の火事と思つてはならないと考える、美しい、安心なまちづくりを構築していくために、この条例をしっかりと履行していただきたいと思いますか。

A 市長 今、この問題

入れというお話だと思

7